

平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(平成20年度下半期分)

(府省名: 宮内庁)

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備 考
皇居山里門石垣修復第3回工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年10月14日	清水建設株式会社 東京都港区芝浦一丁目2番3号	会計法第29条の3第4項(競争に付することが不利と認められる場合)	68,271,000	68,250,000	99.9%	—	本工事は前回までの工事に引き続き、同一施設において継続的に施工される工事で、前回工事と本工事の施工者が異なる場合は瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要と判断され、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえでも前回工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。	③口	
ピアノの修理	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年10月16日	株式会社松尾楽器商会 東京都千代田区有楽町1丁目5番1号	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	3,777,900	3,572,961	94.6%	—	ピアノ修理(オーバーホール)については、スタインウェイピアノを修理(オーバーホール)する上で必要な設備を完備していること、このピアノのメカニク等を熟知していること、スタインウェイピアノについて専門に扱える技術者が多数在籍していることが選定の条件となるが、これらの条件を満たしている相手方は(株)松尾楽器商会のみであった。 同社は、スタインウェイピアノを修理(オーバーホール)する上で必要な設備を完備した専門施設を有している国内唯一の業者であり、なおかつこのピアノの寄贈以来、調律等メンテナンスについて一貫して請け負ってきている実績がありこのピアノのメカニク面はもとより劣化状況についても把握しているため。	二(二)	
列車座席借上	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年10月20日	東海旅客鉄道株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 JRセントラルタワーズ	会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第8号(運送又は保管をさせるとき)	2,324,480	2,324,480	100.0%	—	天皇皇后両陛下の行幸啓に当たり新幹線の座席を借り上げたもの。御利用区間で新幹線を運行する会社は同社以外にないため。	二(二)	
賢所等改修第7回工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年11月17日	株式会社大林組東京本社 東京都港区港南2丁目15番2号	会計法第29条の3第4項(競争に付することが不利と認められる場合)	398,160,000	397,950,000	99.9%	—	本工事は前回までの工事に引き続き、同一施設において継続的に施工される工事で、前回工事と本工事の施工者が異なる場合は瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要と判断され、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえでも前回工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。	③口	
御所ほか自動制御設備改修工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年11月18日	株式会社山武 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	7,773,150	7,770,000	99.9%	—	本工事は、御所・宮殿等の各建物に設置されている自動制御設備の一部を改修する工事である。 当該自動制御設備は、各建物の空調設備等の運転を適切に制御するための設備である。 本工事では、当該自動制御設備が関わる空調設備等の稼働から停止まで一連の運転を正常に制御し、運転状態の監視も常時できるよう製造者だけが持つ独自のデータに基づき調整する必要がある。 従って、本工事では他社では知り得ない当該設備の詳細な内部構造・特性などに精通し、製造時の技術資料やデータを保有している製造者による施工が必要であり、他社では修理後の試運転において当該設備が正常に機能していることを確認し判断することが極めて困難であるため、当該設備を製造したもの以外に施工させた場合、適切に動作しない等著しい支障が生じる恐れがある。 ㈱山武は、当該設備を設計・製造した会社であり、当該設備を熟知した唯一の会社であるため。	二(ハ)	
天皇誕生日、新年一般参賀につき風防室布設及び撤去	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年11月27日	トステム株式会社ビル改装 東京支店 東京都台東区北上野1-8-1住友不動産上野ビル3号館	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	(非公表)	2,467,500	—	—	本業務は、天皇誕生日及び新年一般参賀の実施にあたり、宮殿ベランダに仮設風防室等を布設する業務である。 風防室は、天皇陛下を始めとする皇族方が御使用になられる施設であり、年末年始の行事が集中する時期に、短期間で安全かつ確実に組み立てることが求められるため、その構造及び組み立て方法を熟知したものの以外に本業務を任せられた場合、宮殿行事等に多大な支障をきたす恐れがある。 トステム㈱は、本業務の布設対象となるサッシを製造したメーカーであり、同業務を幾度となく請け負った実績を有しているイナックスシステム・ビルリモデリング㈱と合併し、その業務を引き継いだ会社であるため、風防室の構造、組立方法、取り扱い方法、現場状況等を十分熟知し、本業務を安全かつ確実に実施することの出来る唯一の業者であるため。	二(ハ)	

須崎御用邸空調用自動制御装置整備保守	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年11月28日	株式会社山武 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	(非公表)	1,260,000	—	—	本件は、須崎御用邸に設置されている空調用自動制御装置の点検整備を行うものである。 当該設備は建物内の空調・給湯設備運転監視における自動制御機器であり、重要な施設に設置されているため、故障等の不具合によって機能が阻害された場合、その被害と影響は多大なものとなる。従って、本業務においては、当該設備に対して高度の保守管理技術を有し、故障等が発生した場合における適切かつ迅速な対応能力と修理能力を有する業者を選定することが求められる。 また、当該設備は、製造者が中央監視設備、通信方式、システムの制御等、当庁の運転監視環境に合わせて設計した独自性の高い設備であり、設計・製造したもの以外に保守点検を任せた場合、空調・熱源設備が正常に動作しない等、当該設備の運転に著しい支障が生じる恐れがある。 ㈱山武は当該設備を設計・製造した会社であり、当該設備を熟知した唯一の会社であるため。	二(へ)	
天皇誕生日祝宴料理及び祝宴箱詰料理	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年12月16日	株式会社紀文食品 東京 東京都中央区銀座5-15-1	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	(非公表)	10,458,388	—	—	本業務は天皇陛下御誕生日の祝宴にお出しする宮中の伝統的儀式料理の調製を行うものである。同社は昭和46年3月の皇后誕生日祝宴料理から、宮中の伝統的儀式料理の調製を確実に履行している唯一の業者であり、大量かつ新鮮な食材の調達や数日間に亘り相当数の料理人派遣を確実に行えるのは、同社のみであるため。	二(ホ)	
新年祝宴料理	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年12月26日	株式会社紀文食品 東京 東京都中央区銀座5-15-1	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	(非公表)	9,712,080	—	—	本業務は新年祝賀の祝宴にお出しする宮中の伝統的儀式料理の調製を行うものである。同社は昭和46年3月の皇后誕生日祝宴料理から、宮中の伝統的儀式料理の調製を確実に履行している唯一の業者であり、大量かつ新鮮な食材の調達や数日間に亘り相当数の料理人派遣を確実に行えるのは、同社のみである。	二(ホ)	
宮殿地下駐車場改修その他工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年12月26日	大成建設株式会社東京支店 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	6,210,750	6,195,000	99.7%	—	本工事は、宮殿地下駐車場改修、東庭敷石修繕を行う工事である。 宮殿は、国家的行事の行われる国を象徴する建物という特殊性から、昭和35年1月29日にその造営工事について閣議決定されたものであり、昭和39年7月1日から着工した造営工事に先立っての業者選定において、宮殿という他に類例を見ない芸術的特殊建造物であることから、造営工事の優秀性及び確実性確保のために当時の建設業界において最高の実績を有し、かつ、資力・信用・技術が他業者と隔絶している共同企業体5社(㈱大林組、鹿島建設㈱、清水建設㈱、大成建設㈱、㈱竹中工務店)と随意契約を締結することが決定され、その施工にあたっては、共同企業体5社がそれぞれの工事区分の範囲について責任をもって竣工したものである。 大成建設㈱は、本工事における責任区分の範囲において、宮殿造営当時から施工管理し、その状況を十分熟知し現在に至っていることから、本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者であるため。	二(へ)	
列車座席借上	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成21年1月8日	東日本旅客鉄道株式会社 東京都渋谷区二丁目2番2号	会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第8号(運送又は保管をさせるとき)	904,320	904,320	100%	—	皇太子殿下の行啓に当たり新幹線の座席を借り上げたもの。御利用区間で新幹線を運行する会社は同社以外にないため。	二(二)	
御簾及び御翳代御簾の製造	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木隆 東京都千代田区千代田1-1	平成21年1月16日	渡邊みずや渡邊辰雄 東京都江戸川区春江町2-9-10	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	2,599,800	2,462,250	95%	—	必要とする製造技法は渡邊みずやのみ保持しているものであり、競争を許さないため。	二(ホ)	
皇太子殿下ベトナム国御訪問特別便に係わる受託手荷物取扱業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成21年1月20日	株式会社日本航空インターナショナル 東京都品川区東品川2-4-11	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	2,125,271	2,125,271	100%	—	皇太子殿下ベトナム国御訪問において、政府専用機を使用することとなった。当該機を使用する際、空港地上支援業務(グランドハンドリング)については防衛省と要請者において業務分担を行うこととなっており、機側支援、ランプ業務、整備支援業務を防衛省が、旅客、手荷物、貨物業務を要請者がそれぞれ分担して執り行うこととなっている。 防衛省では機側支援、ランプ業務、整備支援業務を株式会社日本航空インターナショナルに業務委託しているが、要請者(宮内庁)が業務分担となっている部分についても同省が業務委託している業務と一体で執り行う必要があるため。	二(二)	
皇居山門石垣修復第4回工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成21年1月29日	清水建設株式会社 東京都港区芝浦一丁目2番3号	会計法第29条の3第4項(競争に付することが不利と認められる場合)	56,605,500	55,650,000	98.3%	—	本工事は前回までの工事に引き続き、同一施設において継続的に施工される工事で、前回工事と本工事の施工者が異なる場合は瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要と判断され、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえでも前回工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。	③口	
皇室紹介ビデオ「天皇皇后両陛下国民と共に平成二十年改訂」の制作	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木隆 東京都千代田区千代田1-1	平成21年2月2日	株式会社毎日映画社 東京都千代田区一ツ橋1-1-1	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	3,161,550	2,958,900	94%	—	今回の業務は、平成13年度に同社が制作したビデオの一部の既存映像を最新のものに差し替えることに加えて、手話や字幕を入れ障害者にも見やすくするために編修するものであり、他者との競争の余地がないため。(会計法第29条の3第4項)	二(二)	
赤坂設備センター周辺整備に伴う解体撤去ほか第2回工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成21年2月5日	中島建設株式会社 東京都足立区堀之内一丁目2番11号	会計法第29条の3第4項(競争に付することが不利と認められる場合)	7,209,300	7,203,000	99.9%	—	本工事は前回までの工事に引き続き、同一施設において継続的に施工される工事で、前回工事と本工事の施工者が異なる場合は瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要と判断され、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえでも前回工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。	③口	

給与等事務処理システムのメンテナンス業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1－1	平成21年2月20日	富士通株式会社 東京都港区東新橋1－5－2 汐留シティセンター	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	2,305,800	2,305,800	100%	－	本業務は、給与システムのプログラムを給与法改正に基づくメンテナンスを計るもので、同社は同システムを構築し、運用支援を受託していることから、システム全体の詳細構成を把握している唯一の業者であり、本業務を他の業者に行かせた場合、新規機能と既存データの整合性等における不具合を生じる恐れがあるため、同社以外には行えないため。	二(ハ)	
赤坂設備センター新築機械設備第4回工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1－1	平成21年2月23日	第一工業株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	会計法第29条の3第4項(競争に付することが不利と認められる場合)	9,931,950	9,922,500	99.9%	－	本工事は前回までの工事に引き続き、同一施設において継続的に施工される工事で、前回工事と本工事の施工者が異なる場合は瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要と判断され、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえでも前回工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。	③口	
赤坂設備センター新築電気設備ほか第4回工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1－1	平成21年2月23日	株式会社関電工 東京都港区芝浦4丁目8番33号	会計法第29条の3第4項(競争に付することが不利と認められる場合)	9,666,300	9,555,000	98.8%	－	本工事は前回までの工事に引き続き、同一施設において継続的に施工される工事で、前回工事と本工事の施工者が異なる場合は瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要と判断され、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえでも前回工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。	③口	
東宮御所配管設備改修ほか第2回工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1－1	平成21年2月27日	清水建設株式会社 東京都港区芝浦一丁目2番3号	会計法第29条の3第4項(競争に付することが不利と認められる場合)	130,935,000	130,200,000	99.4%	－	本工事は前回までの工事に引き続き、同一施設において継続的に施工される工事で、前回工事と本工事の施工者が異なる場合は瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要と判断され、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえでも前回工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。	③口	
航空機座席借上料	支出負担行為担当官 長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1－1	平成21年3月6日	社団法人国際交流サービス協会 東京都千代田区霞ヶ関2－2－1	会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第8号(運送又は保管をさせるとき)	8,567,840	7,887,660	92%	－	皇太子殿下トルコ御旅行に伴う随従員の航空機座席借上の契約である。随従員は円滑な業務遂行のため、皇太子殿下と同じ飛行機である必要がある。市場調査の上、最も安価な金額のあった者を契約の相手方とした。	二(ニ)	
赤坂設備センター周辺整備に伴う解体撤去ほか第3回工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1－1	平成21年3月13日	中島建設株式会社 東京都足立区堀之内一丁目2番11号	会計法第29条の3第4項(競争に付することが不利と認められる場合)	4,319,700	4,305,000	99.7%	－	本工事は前回までの工事に引き続き、同一施設において継続的に施工される工事で、前回工事と本工事の施工者が異なる場合は瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要と判断され、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえでも前回工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。	③口	
室料	支出負担行為担当官 長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1－1	平成21年3月18日	株式会社ズイカインターナショナル 長野県下高井郡山ノ内町大字夜瀬間12377－6	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	1,870,000	1,870,000	100%	－	皇太子同妃両殿下及び愛子内親王殿下の長野県行啓に際して、東宮侍従を始めとする供奉員は、それぞれの職務が円滑に進められるよう、お三方のお泊所と同じ施設で相当数の部屋を職務用として借り上げる必要があるため。	二(ニ)	
書籍 「親王・公家和歌懐紙」2巻 「幸仁親王自筆書状」1幅 「東寺関係文書」1巻	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1－1	平成21年3月25日	株式会社思文閣出版 京都府京都市左京区田中関田町2－7	会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)	9,250,000	9,250,000	100.00%	－	当庁における事務・事業の遂行に必要な一級の資料で皇室用図書として保存管理すべき価値を有するため購入するものであるが、本邦に1点しかない古書籍であって、契約の性質が競争を許さないため。	二(ニ)	